

## 第5回 建設業の一人親方問題に関する検討会

日時：令和3年9月2日14時～

会場：3号館11階特別会議室

### 議 事 次 第

1. 開 会
2. 今後の一人親方対策について
3. 一人親方の調査について
4. 閉 会

(配布資料)

資料1 今後の一人親方対策（案）

資料2 一人親方の調査について

参考資料 建設業の一人親方問題に関する検討会中間取りまとめ

# 今後の一人親方対策(案)

---

# 中間取りまとめ後の対策の実施や検討事項について

## 対策の実施について

### 1. 令和3年度中にリーフレットの改訂・発行

⇒本検討会を踏まえ以下の事項について記載したリーフレットの発行

- ・ 適正一人親方の目安
- ・ 適正でないと考えられる一人親方について
- ・ 働き方の自己診断チェックリスト
- ・ 労働者と一人親方の違い
- ・ フリーランスのガイドライン
- ・ インボイス制度
- ・ 一人で請け負うことが可能な職種や現場の例
- ・ 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケース

## 今後の検討課題について

### 1. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂」に向けた調整

⇒本検討会の取りまとめ内容を踏まえた改訂を行うため、引き続き内容の調整。

### 2. 「適正一人親方の目安」について

⇒各職種ごと等の実態等を踏まえつつ、現場での運用方法等も含め引き続き検討。

### 3. 建設業団体における技能者の相談窓口の設置

⇒建設現場の実態をよく知る建設業団体での相談受付について、技能者にとって相談しやすい環境の整備を図るため、各建設業団体と調整。

### 4. 建設キャリアアップシステムの活用について

### 5. 建設雇用改善計画（第十次）との連携

- 建設業における社会保険の加入について、元請企業と下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行
- 本検討会の論点を踏まえ、**ガイドラインを改訂**

## 改訂の主な内容

- 明らかに実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業を選定しない取扱いとすべき
  - ・ 元請企業は下請企業に対する社会保険に対する意識を高めることが重要であり、**実態が雇用労働者であるにもかかわらず社会保険の適用除外者や一人親方として作業員名簿に記載しているケースについて加入指導を徹底**
  - ・ 明らかに**実態が雇用労働者でもあるにもかかわらず一人親方として仕事をさせている企業は、社会保険関係法令、労働関係法令や税法等の各種法令を遵守していないおそれがあるため、下請企業として選定しない取扱いとすべき**
- 適正と考えられる一人親方を具体的に記載
  - ・ 適正と考えられる一人親方とは、**請け負った仕事に対し自らの責任で完成させることができる技術力と責任感を有し、現場作業に従事する個人事業主であることを明記**
  - ・ その技術力とは、**実務経験年数が10年程度以上あることや、多種の立場を経験していること、専門工事技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得していること、職長クラスや建設キャリアアップシステムのレベル3相当の実力があるもの等**が考えられる
  - ・ 責任感とは、**建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守すること、適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った業務の完遂、他社からの信頼や経営力があるか等**が考えられる
- 適正でないと考えられる一人親方の例を記載
  - ・ 「事業主が労務関係諸経費の削減を意図してこれまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶこと」のほかに、**適正でないと考えられる一人親方の例を具体的に記載**
  - ・ 労働者として扱うべきと考えられる一人親方の例を以下のように記載
    - ✓ 実務経験年数が**10年程度以上なく、建設キャリアアップシステムのレベル3相当以上の技量が無い10代や20代の技能者が一人親方として扱われているもの**
    - ✓ 特定の建設会社に専属従事し、**労働日や始業・終業時刻を指定され、仕事の進め方や作業方法等に対して具体的な指揮命令を受け、賃金は就業した時間に応じて支払われる状況にあるが、個人事業主として扱われているもの**
  - ・ 労働者として扱うべき技能者を一人親方として使用している場合は、適切に雇用契約を締結し、社会保険関係法令、労働関係法令や税法等の各種法令を遵守しなければならない旨を記載

## ○ 適正でないと考えられる一人親方の例を記載(続き)

- ・ 雇用契約を締結せず自社の会社員として偽装する例を以下のように記載
  - ✓ 請負契約を結び、**社会保険にも加入していないが**、例えば会社のヘルメットやユニホーム、名刺等を支給され**表向きは社員と呼ばれているもの**
  - ✓ **雇用契約を締結しておらず**、社会保険も加入していないが、**作業員名簿上は社員(雇用)とされているもの**
- ・ 上記の例の場合については、実態が労働者であるか否かを確認した上で、実態にあった取扱いとすべき

## ○ 「適正一人親方の目安」の当面の運用についての記載 ← New !

# 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和2年10月1日最終改訂)

## 元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

### ○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

### ○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

### ○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に未加入の作業員について、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、適切な施工体制台帳・施行体系図を作成すべき

## 下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

### ○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う
- ・ 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主(一人親方)として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ
- ・ 老後の生活保障の観点や、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備の観点から、請負関係にある一人親方について実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させること

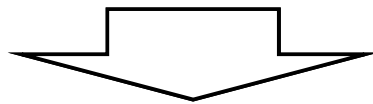
### ○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

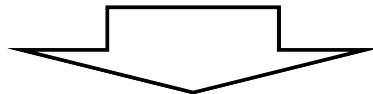
### ○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

令和3年9月2日 第5回「建設業の一人親方問題に関する検討会」  
【本日開催】 ○ 中間とりまとめ後の対応方針 など



9～11月頃 各建設業団体へヒアリング



令和3年度内 第6回「建設業の一人親方問題に関する検討会」  
○ 社会保険加入に関する下請指導ガイドラインの改訂案提示 など

# 一人親方の調査について

---



## <目的>

平成29年から毎年度、社会保険の加入、法定福利費や賃金の支払い状況等について実態を把握するための調査を実施。

## <調査概要>

1. 調査対象 建設業許可業者から無作為に抽出した30,000者
2. 調査手法 WEBアンケート ※WEBによる回答が困難な場合は、紙による回答も可
3. 調査項目
  - (1)企業の概要  
本社所在地、許可業種、企業の規模、CCUSの登録、給与形態、休日取得状況、主な発注者(公共・民間)、雇用する技能労働者の社会保険加入状況、建設業退職金共済制度の活用状況、建退共証紙の交付状況、**一人親方の実態や契約方法**
  - (2)賃金の支払い状況  
直近の一現場に従事した技能労働者に支払った賃金額、賃金額改定の有無、改定率
  - (3)法定福利費の支払い状況等  
直近の一現場における見積書の活用状況、  
見積額と受取額の差(見積書に内訳明示した法定福利費の何%を受け取ったのか)、  
請負代金内訳書の活用状況(注文者等に対し、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を明示したか)  
※現場については、元・下／次数／公共・民間／規模／地域といった属性も調査
4. 調査時期 令和3年10月末から1か月間の予定

# 調査の追加設問等について

## 調査票設問（既存）

- ・ 継続的に従事している一人親方はいるか、いないか
- ・ 継続的に従事している一人親方と直接雇用している社員はどちらが多いか
- ・ 一人親方に仕事を依頼するときの内容は、労務提供のみが多いか、工事一式の請負が多いか
- ・ 一人親方に仕事を依頼するときの見積りは作成・提出を求めているか、いないか
- ・ 一人親方に仕事を依頼するときの報酬について、働いた時間・日数で決めるか、工事の出来高見合いで決めるか
- ・ 一人親方に仕事を依頼したときに工事の進め方について、会社が指示を出すか、一人親方に任せているか
- ・ 一人親方が現場で作業する際の機械・機具について、会社が提供するか、一人親方が持ち込むか

## 調査票追加設問（案）

- ・ 一人親方に工事を発注する理由

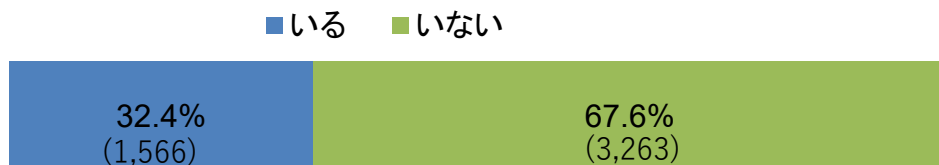
（選択肢案）

- ① 一人親方に発注する工事範囲について、自社で技能者を雇用していないため
- ② 工事量に対して、自社の技能者だけでは工期限内に完成する事が難しいため
- ③ 技能者を直接雇用するよりも、一人親方に発注した方が安価であるため
- ④ 一人親方に発注すれば、社会保険加入の負担が少なくなるため
- ⑤ 昔からの商習慣のため
- ⑥ その他

## 参考資料(令和2年度調査結果)

## 令和2年度調査結果

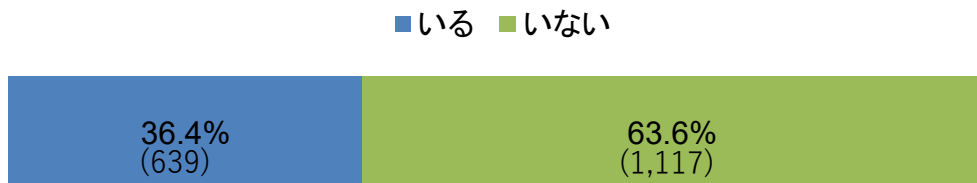
### 継続的に従事する一人親方の有無



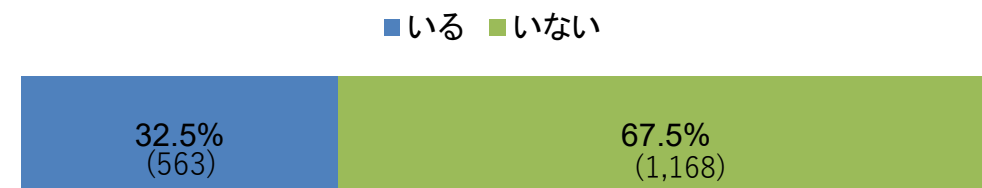
## 令和元年度調査結果



### 一人親方の有無（従業者数9人以下）



※「ほぼ同数」を選択した場合を除く



※「ほぼ同数」を選択した場合を除く

出典：令和2年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

- 本調査において、専属的に従事している一人親方がいると回答した企業に対し、一人親方への仕事の依頼内容等について調査(n=1,566)
- 雇用的な働き方も多く存在

## 一人親方に仕事依頼するときの見積提出

■ 見積書の作成・提出は求めている ■ 見積書の作成・提出は求めている



## 一人親方の日々の仕事量や配分について決定しているのは誰か

■ 会社が指示を出している ■ 一人親方の裁量に任せている



## 一人親方に対する仕事の依頼内容

■ 「応援人工」、「常用請負」等、労務提供のみ ■ 工事一式の請負



## 一人親方に仕事を依頼するときの報酬

■ 働いた時間や日数で決める ■ 工事の出来高見合い



## 一人親方が作業する機械・器具について準備するのは誰か

■ 貴社が提供する ■ 一人親方が持ち込む

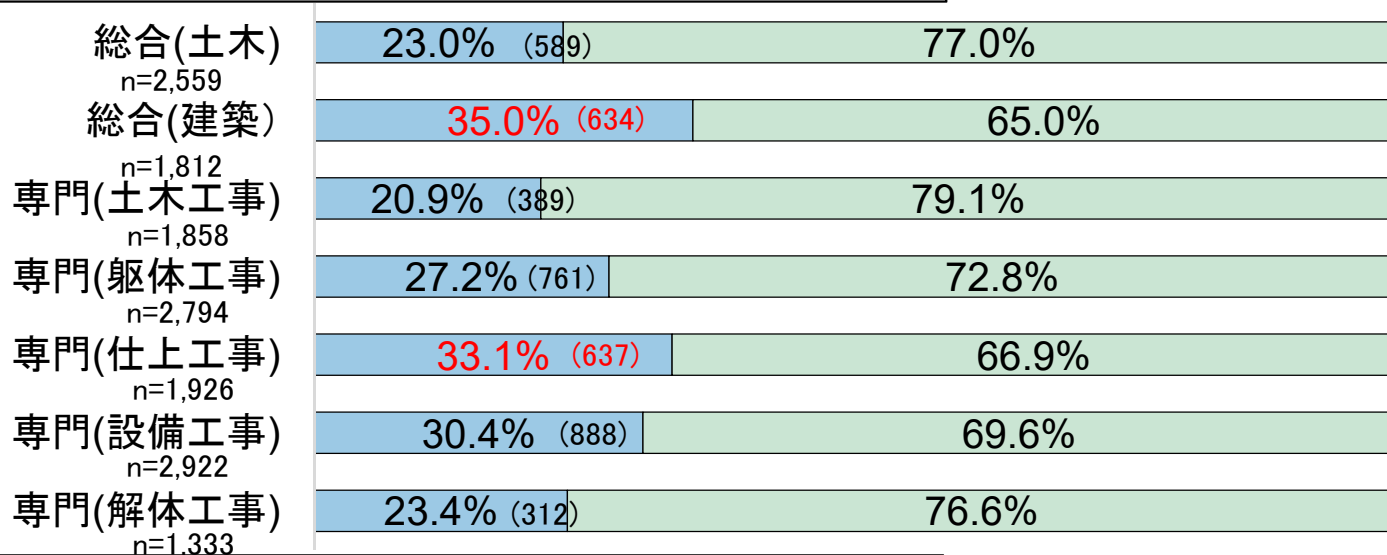


# 業種グループ別・発注者別の一人親方の有無

- 本調査において、専属的に従事している一人親方がいると回答した企業の許可業種や請け負った工事について分析。
- 業種別に確認すると、一人親方がいると回答した企業の割合は建築工事業、仕上工事の許可業種の順に多い。
- 工事の発注者別に見ると、民間発注工事の現場で一人親方に発注している企業が多い。

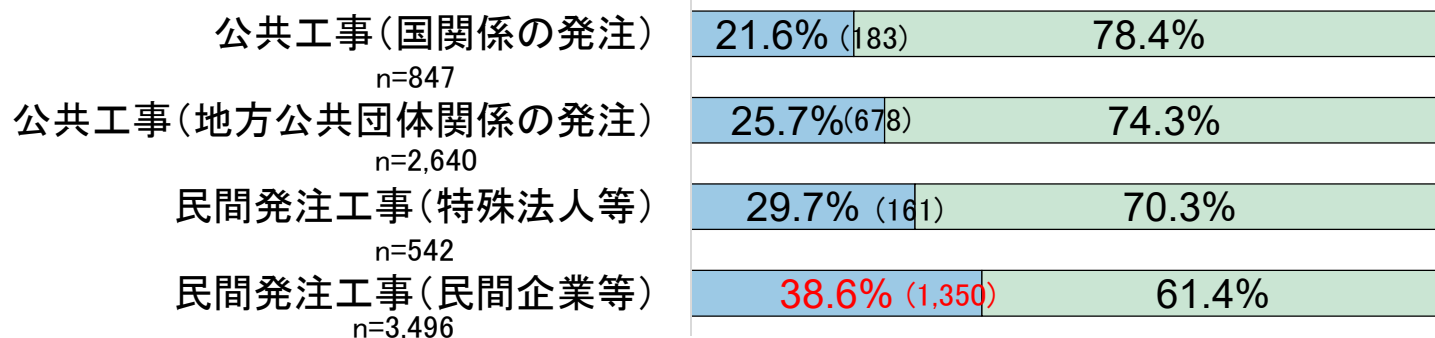


## 業種グループ別の一人親方の有無



- 1.総合(土木)...土木工事業
- 2.総合(建築)...建築工事業
- 3.専門(土木工事)...ほ装工事業/しゅんせつ工事業/造園工事業
- 4.専門(躯体工事)...大工工事業/とび・土工事業/鋼構造物工事業/鉄筋工事業
- 5.専門(仕上工事)...左官工事業/石工事業/屋根工事業/タイル・れんが・ブロック工事業/板金工事業/ガラス工事業/塗装工事業/防水工事業/内装仕上工事業/建具工事業
- 6.専門(設備工事)...電気工事業/管工事業/機械器具設置工事業/熱絶縁工事業/電気通信工事業/さく井工事業/水道施設工事業/消防施設工事業/清掃施設工事業
- 7.専門(解体工事)...解体工事業

## 発注者別の一人親方の有無



出典：令和2年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査